

参 考 資 料

県出資法人条例による評価の仕組み	124
報告様式の解説	126
審査及び評価基準等	131
団体自己評価シート	133
県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	145
(平成14年三重県条例第41号)	

県出資法人条例による評価の仕組み

県出資法人条例による評価の仕組みは、「団体の自己評価」、「知事等の審査及び評価」、「議会への報告及び公表」から成り立っています。

(1) 団体による自己評価

県出資割合25%以上の外郭団体（主要出資法人）が、決算書等により財務概況等を整理して「経営基本情報」を作成し、自己評価シートにより「目的、経営計画、事業、経営状況」という4つの部門における評価を、自ら実施します。

評価の結果、評価年度の取組状況・成果、団体の抱える経営課題、それらに対する取組方針、さらに、団体の達成目標等を明らかにして、県に事業年度終了後3ヶ月以内に報告します。

(2) 知事等による審査及び評価

知事等は、団体の自己評価の報告を受けて、これらの団体に対して、出資等を行っている立場から、「審査及び評価基準等」に基づき、審査及び評価を実施します。

審査及び評価の結果、団体の達成目標を含め、評価年度の取組状況や成果に対する評価、団体の抱える課題、それらに対する県の方針等を明らかにします。

(3) 議会への報告及び公表

知事は、審査及び評価の結果について議会へ報告するとともにインターネットにより公表します。

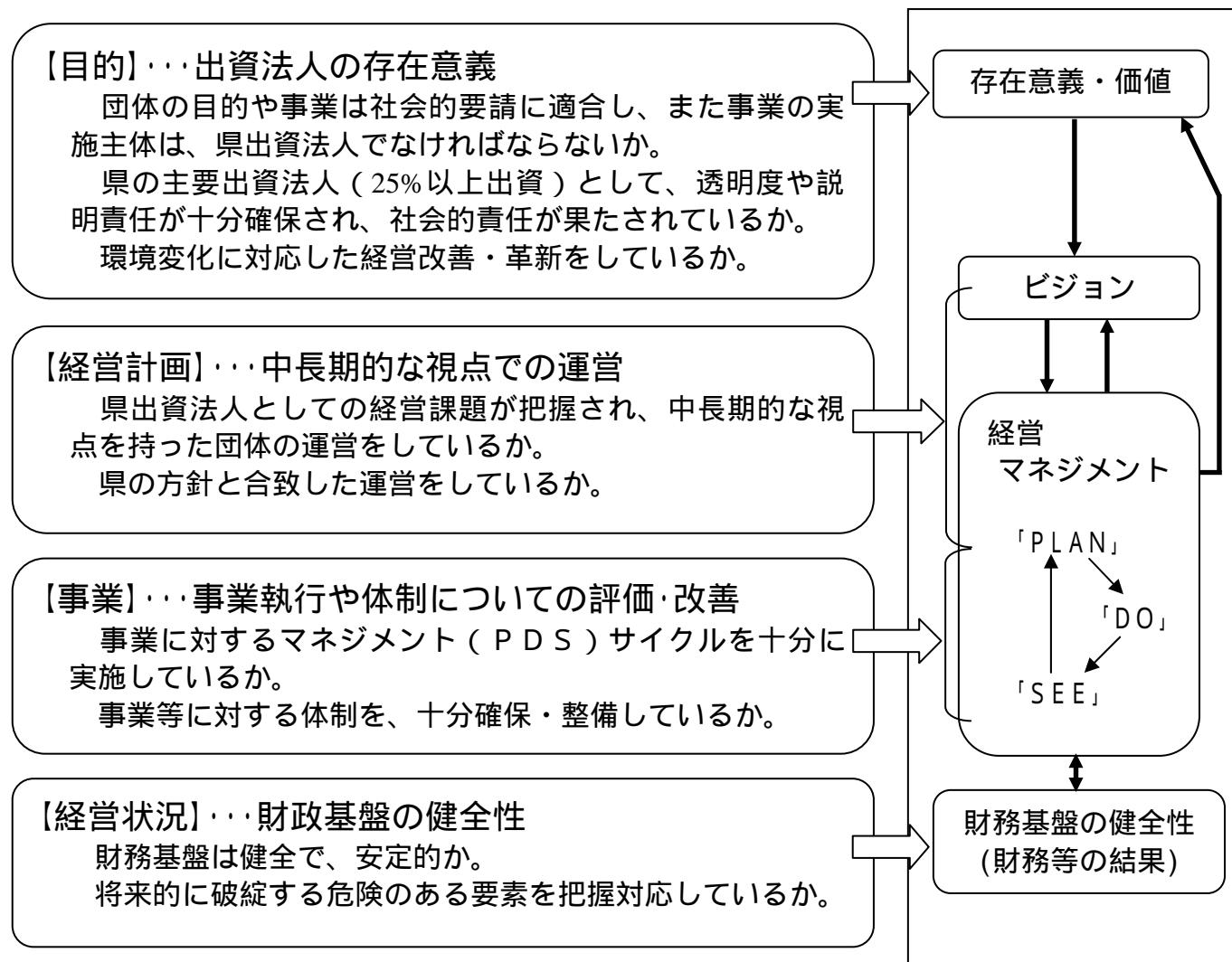
■ 団体の報告内容 ■

団体の報告内容は、団体毎に「経営基本情報」「団体自己評価結果」「知事等の審査及び評価結果」の3つの部分から構成されています。

経営基本情報	団体の基本情報、主な事業内容、役職員の状況とともに、決算の概要、主な指標、県からの財政的支援等の財務概況を明らかにしています。
団体自己評価結果	団体が自ら評価を実施した内容を明らかにした部分です。目的、経営計画、事業、経営状況という4つの部門で、自己評価シートにより評価し、評点化するとともに、団体責任者が評価結果や経営課題、方針等と団体の達成目標を明らかにしています。
知事等の審査及び評価結果	団体を所管する知事等が、出資等を行っている立場から、団体の実施した自己評価に対して、審査及び評価を実施した内容を記載しています。知事等が団体に対する経営課題や方針等について明らかにしています。

※ 様式については126~130ページを参照してください。

4つの部門（目的、経営計画、事業、経営状況）の趣旨



【経営基本情報】

団体名:

団体の基本情報

所在地			
HPアドレス			
電話番号	FAX番号		
設立年月日	団体の設立年月日及び設立後の統合等、重要な変更の内容		
代表者		県所管部等	
県出資額	円	県出資比率	%
団体の目的	基本財産(または資本金)等のうち県出資額の占める割合		

主な事業内容

[事業規模(事業費)]

(単位:千円)

事業名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
(1) 全事業合計に占める割合				
(2) 全事業合計に占める割合	平成19年度の事業規模(事業費、売上高等)の上位3事業の事業規模			
(3) 全事業合計に占める割合				
(4) (1)~(3)以外の事業 全事業合計に占める割合				
全事業合計 全事業合計に占める割合				

[事業の概要]

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

上記の表に記載した事業の概要

役職員の状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
常勤役員 うち、県OB うち、県派遣	週3日以上出勤している役員数			常勤役員の平均年齢・年収 H19平均年齢 : 歳 H19平均年収 : 千円
常勤正規職員 うち、県OB うち、県派遣	週3日以上出勤し、かつ期限付き採用でない職員数			常勤正規職員の平均年齢・年収 H19平均年齢 : 歳 H19平均年収 : 千円
その他職員 うち、県OB	週3日以上出勤し、かつ期限付きで採用されている職員数			
	人	人	人	派遣職員は含まない

団体名

○財務概況(公益法人会計用)

		(単位:千円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味財産増減計算書	経常収益	基本財産運用益			
		受託事業収益			
		受取補助金・助成金			
		自己収益			
		その他収益			
		計 (a)			
	経常費用	事業費			
		管理費			
		計 (b)			
	当期経常増減額	(c)=(a)-(b)			
貸借対照表		経常外収益 (d)			
		経常外費用 (e)			
	当期経常外増減額	(f)=(d)-(e)			
	当期一般正味財産増減額	(g)=(c)+(f)			
	当期指定正味財産増減額	(h)			
	当期正味財産増減額合計	(g)+(h)			
	資産	流動資産			
		固定資産			
		計			
	負債	流動負債			
主な指標		固定負債			
		計 (i)			
	指定正味財産	(うち、基本財産への充当額)			
	一般正味財産	(j)			
		(うち、基本財産への充当額)			
	正味財産合計	(k)			
	負債・正味財産合計	(i)+(j)	資産=負債+正味財産		
	正味財産比率	正味財産/負債+正味財産	財務の安定性を示す指標で高い方が良い		
	借入金依存率	借入金/負債+正味財産	財務の安定性を示す指標で低い方が良い		
	基本財産運用利率	基本財産運用益/基本財産	財務の安定性を示す指標で高い方が良い		
県からの財政的支援等	自己収益比率	自己収益/(経常費用-受託事業費)	財務の安定性を示す指標で高い方が良い		
	当期経常増減率	当期経常増減額/経常収益	財務の収益性を示す指標で高い方が良い		
	総資産当期経常増減率	当期経常増減額/負債+正味財産	財務の収益性を示す指標で高い方が良い		
	人件費比率	人件費/経常費用	財務の効率性を示す指標で低い方が良い		
	管理費比率	管理費/経常費用	財務の効率性を示す指標で低い方が良い		
	委託料	千円			
	補助金・助成金	千円			
	負担金	千円	当該年度中に県から受け入れた金額		
	借入金(期中に借り入れた額の合計)	千円			
	その他県支出金(追加出資額等)	千円			
	計	千円			
	借入金残高(期末残高)	千円	当該年度末の残高		
	債務保証額(期末残高)	千円			
	損失補償限度額	千円			
	損失補償契約に係る債務残高(期末残高)	千円			

団体名	
-----	--

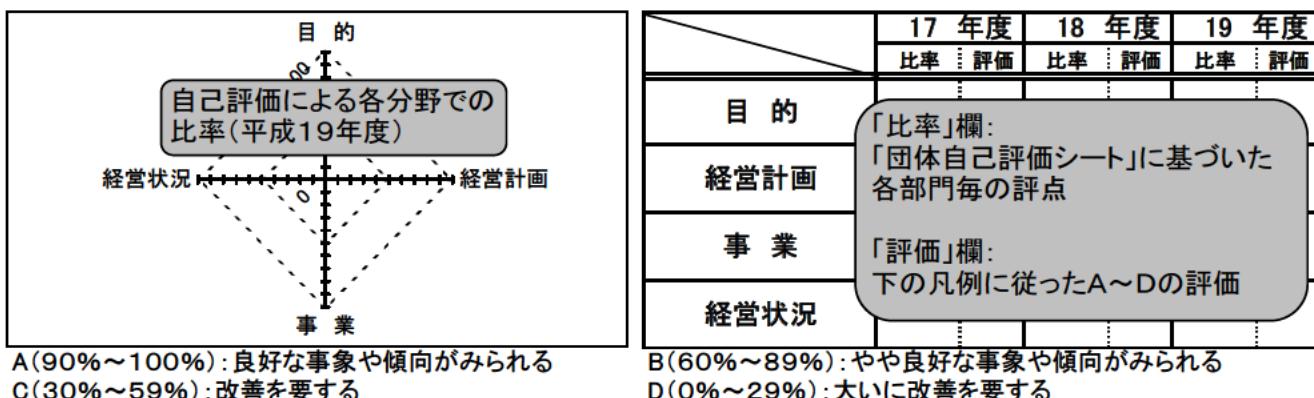
○財務概況(企業会計用)

		(単位:千円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
損益計算書	売上高	(a)			
	売上原価	(b)			
	販売費・一般管理費	(c)			
	営業利益(損失)	(d)=a-b-c			
	営業外収益	(e)			
	営業外費用	(f)			
	経常利益(損失)	(g)=d+e-f			
	特別利益	(h)			
	特別損失	(i)			
	法人税等	(j)			
当期純利益(損失)		(k)=g+h-i-j			
貸借対照表	資産	流動資産			
		固定資産			
		繰延資産			
	資産合計				
	負債	流動負債			
		固定負債			
	計				
	純資産	資本金(基本金)			
		剩余金(累積欠損金)等			
	計				
負債・純資産合計					

主な指標	自己資本比率	純資産／負債・純資産合計	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	流動比率	流動資産／流動負債	財務の安定性を示す指標で高い方が良い
	借入金依存率	借入金残高／負債・純資産合計	財務の安定性を示す指標で低い方が良い
	売上高営業利益率	営業利益／売上高	収益性を示す指標で高い方が良い
	総資産経常利益率	経常利益／資産合計	収益性を示す指標で高い方が良い
	人件費比率	人件費／売上高	財務の効率性を示す指標で低い方が良い

県からの財政的支援等	委託料	千円		
	補助金・助成金	千円		
	負担金	千円	当該年度中に県から受け入れた金額	
	借入金(期中に借り入れた額の合計)	千円		
	その他県支出金(追加出資額等)	千円		
	計	千円		
	借入金残高(期末残高)	千円		
	債務保証額(期末残高)	千円	当該年度末の残高	
	損失補償限度額	千円		
	損失補償契約に係る債務残高(期末残高)	千円		

【団体自己評価結果】



《団体自己評価コメント》

	19年度コメント
目的	
経営計画	上記の評価結果や、経営課題、取組方針等に関する団体のコメント
事業	
経営状況	
総括コメント	上記4部門を総括した団体のコメント

《団体の達成目標》

●年次事業計画による達成目標

《定性目標》

平成19年度目標	
平成19年度実績	
平成20年度目標	

《定量目標》

指標	数値目標	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		目標			
		実績			
		目標			
		実績			
		目標			
		実績			

団体が掲げている達成すべき定量目標

●中長期計画による達成目標

団体が策定した中長期計画に掲げている目標及び達成年度

団体名

[知事等の審査及び評価結果]

+ : 団体自己評価結果に比べて高く評価(良好な点が認められる)
- : 団体自己評価結果に比べて低く評価(課題が認められる)
空白: 団体自己評価結果と概ね同じ評価

	17年度	18年度	19年度	19年度コメント
目的				
経営計画	団体の所管部局が、各分野の自己評価結果を審査及び評価した結果 団体の自己評価と比べて高く評価した(良好な点が認められる)場合は「+」、低く評価した(課題が認められる)場合は「-」を記入し、概ね同じ評価の場合は空白			団体の所管部局が、各分野別の自己評価結果を審査及び評価したコメント 県として法人の取組状況や成果等について、より評価できる点や課題が認められる点を記入
事業				
経営状況				

(知事等の総括コメント)

上記審査及び評価を踏まえた県の立場からのコメント
(記載項目)
・法人全般についての取組状況、成果、事業実施の状況
・法人の自己評価の内容
・法人が抱える課題とそれらに対する法人の取組方針
・今後の県の方針

審査及び評価基準等

平成14年9月30日制定
平成19年3月19日改定

- 1 これは、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第9条第2項の規定により、県が審査及び評価を実施する際の基準である。
- 2 審査及び評価は、法人からの報告を受け、法人の目的、事業、経営計画及び経営状況について、「必要性」「効率性」「有効性」「市場性」の観点から実施するものとする。
- 3 2に規定する観点は次のとおりとする。
 - (1) 「必要性」の観点
 - ・法人の目的や実施事業が、県民や社会のニーズに照らして妥当か
 - ・法人の目的や実施事業が、設置根拠となっている法律等、上位の目的と照らして妥当か
 - (2) 「効率性」の観点
 - ・投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか
 - ・必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか
 - ・同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか
 - (3) 「有効性」の観点
 - ・事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか
 - ・事業実施にあたり的確な目標を設定しているか
 - (4) 「市場性」の観点
 - ・県民や社会のニーズ等、事業を取り巻く環境を的確に把握しているか
 - ・把握したニーズ等を事業内容に反映しているか
- 4 県は、審査及び評価を行った結果について、「団体自己評価」の「所管部局の審査及び評価結果」のシートに、次の手順により記載するものとする。
 - (1) 「団体自己評価」の「自己評価結果」欄に記載された評価と比べ、良好な点が認められるなど高く評価する場合には+の記号、課題が認められるなど低く評価する場合には-の記号を当該年度の評価として記載するものとする。また、おおむね妥当と認められる場合には記号を付さないものとする。

- (2) コメント欄には審査の結果及び評価の理由等を記載するものとする。
- (3) 総括コメント欄には、県として認識している団体の課題や取組方針についてコメントを記入するものとする。

【団体自己評価シート】

1 目的

1-1 定款や寄附行為に記載されている団体の目的は、現在の社会経済状況の下でも社会的要請があるか。

① 団体の目的に対する社会的要請は、設立時と同程度、またはそれ以上ある	② 団体の目的に対する社会的要請は、設立時の5割以上ある	回答欄
③ 団体の目的に対する社会的要請は、設立時の5割未満がある	④ 団体の目的に対する社会的要請はなくなっている。または社会的要請の変化を把握していない	

視点

● 団体を取り巻く社会経済状況は、設立時と大きく変わっていないか。
● 団体が提供するサービスの利用者等の推移は、上昇傾向にあるか。または高い水準を維持しているか。
● 社会的要請の変化に合わせて定款・寄附行為を必要に応じて変更しているか。
● 現在の事業量は、最大時の事業量と比べて著しく少なくなないか。

設立当初から今までの社会経済状況の変化のうち、団体にとって重要なものを記入して下さい。

[]

1-2 現在の事業内容は、団体の目的に対し意義・効果が認められるか。

① 全ての事業で認められる	② 5割以上の事業で認められる	回答欄
③ 5割未満の事業で認められる	④ 全ての事業で認められない	

視点

● 意義が薄れた事業や期待する効果がなくなった事業があれば、団体の目的達成に資する事業に変更しているか。
● 事業内容について、どうすれば団体の目的をより効果的に達成できるかを検討しているか。
● 理事会(取締役会、株主総会)において、事業を見直しているか。
● 事業実施を通じ、団体の使命・役割を見直しているか。

1-3 事業内容・事業規模の観点から、民間企業や他の非営利団体等(市町村、他の外郭団体を含む)が、団体に代わって事業の実施主体となることは不可能か。

① 不可能である	② 可能だが、他の団体が事業を実施するには多くの課題がある	回答欄
③ 可能だが、他の団体が事業を実施するには少し課題がある	④ 可能であり、容易に実施主体を変更できる	

視点

● 類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等がないか。
● 類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等がある場合、自団体と明確な役割分担がなされている
● 団体の設立目的と同様の目的を、他の方法で達成することができないか。
● 団体が事業を廃止すると、事業の実施主体がなくなり、県民が不利益を被らないか。

団体の事業と類似する事業の、三重県内の実施主体(市町、他の外郭団体を含む)とその事業内容を記入して下さい。

[]

類似した事業を行っている民間企業や非営利団体等(市町村、他の外郭団体を含む)と、どのように役割分担しているかを具体的に記入して下さい。

[]

1-4 団体の事業は、県直営で行うよりもメリットがあるか。

※「回答欄」は自動入力ですので、チェック欄のみ入力して下さい。

① 全てのチェック項目をチェックした	② チェック項目2つまたは3つをチェックした	回答欄
③ チェック項目のうち1つをチェックした	④ チェックできなかった	

チェック項目

● 県直営で行うよりも機動性が高い。(組織の意思決定経路がより短く、迅速に行動できる。)
● 県直営で行うよりも弾力性が高い。(事業実施にあたり、規制にとらわれる部分がより少なく、柔軟に行動できる)
● 県直営で行うよりも効率性が高い。(より少ないコストで、同水準のサービスを提供できる。)
● 県直営で行うよりも質の高いサービスを提供できる。(より専門性の高いサービスを提供できる。)

(チェック数

0)

どのような点で機動性・弾力性・効率性・質が高いかを、具体的に記入して下さい。

[]

チェック欄

[]
[]
[]
[]

1-5 団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①目標どおりの成果を上げている | ②成果は目標の5割以上である |
| ③成果は目標の5割未満である | ④成果はほとんどない |

視点

- 団体の実施している事業全体について、成果が何であるかを検討しているか。
- 事業は質的にも量的にも目標レベルに達しているか。
- 事業が、地域の活性化や地域住民の利便性向上に役立っているか。
- 事業が、県の行政施策の効果的遂行に寄与しているか。

具体的な成果を記入して下さい。

1-6 団体の運営や事業内容等について、県民に対して情報公開・情報提供しているか。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①請求の有無に関わらず戦略的に行っている | ②請求の有無に関わらず行っている |
| ③請求があった時のみ、行っている | ④行っていない |

視点

- 事業報告や決算報告を、県民が容易に閲覧・入手できる形で公開しているか。
- 情報公開規程を制定し、請求者があれば適切に情報公開しているか。
- 広報紙やホームページ等で、定期的に情報提供しているか。
- ホームページのアクセス件数は増加傾向であるか。

1-7 社会経済状況の変化に対応して、経営改善(経費削減やサービス向上活動を含む)に取り組んでいるか。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ①継続して取り組み、目標どおりの効果を上げている | ②継続して取り組んでいるが、目標には達していない |
| ③何らかの取り組みを行っている | ④取り組んでいない |

視点

- 継続した経営改善・経営革新を行う仕組みがあるか。
- 継続した経営改善・経営革新に役員等が積極的に関わっているか。
- 継続した経営改善・経営革新に職員が自発的に取り組んでいるか。
- 継続した経営改善・経営革新によりサービスが向上しているか。
- 継続した経営改善・経営革新により経費が削減されているか。

以下の取り組みで該当するもののチェック欄にチェックし、括弧内に具体的な内容を記入して下さい。(※点数には含まれません。)

- | | |
|--|-------|
| ● 経営品質向上活動、BSC、ISO、目標管理等経営マネジメントシステムを導入している。 | チェック欄 |
| ● 経営マネジメントシステムが効果を上げている。 | チェック欄 |

上記2点についての当該年度の取り組みを具体的に記入するか、または取組み内容の分かる資料を添付して下さい。

- 業務プロセスの見直しを行っている。
- 業務プロセスの見直しが効果を上げている。

上記2点についての当該年度の取り組みを具体的に記入するか、または取組み内容の分かる資料を添付して下さい。

- その他の取り組みを実施している。
- その他の取り組みが効果を上げている。

上記2点についての当該年度の取り組みを具体的に記入するか、または取組み内容の分かる資料を添付して下さい。

1-8 (株式会社は回答欄で「一」を選択して下さい。)事業構成比率は団体の目的からみて、適正か。

回答欄

- | | |
|-----------|----------|
| ①適正である | ②概ね適正である |
| ③あまり適正でない | ④全く適正でない |

自動計算されます。(手計算の場合は、平成19年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

視点

- 全事業に占める収益事業の割合は適正である。(※税法上の収益事業について記入して下さい。)

収益事業比率 ()	収益事業収益 ÷()	受託事業収益+受取補助金等+自己収益 ×100
---------------	----------------	----------------------------

- 全事業に占める「付随事業」の割合は適正である。

付隨事業比率 ()	付隨事業費 ÷()	事業費 ×100
---------------	---------------	-------------

- 県その他出資元公的機関からの受託事業比率は適正である。

(※公的機関…国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人)

受託事業比率 ()	県その他出資元公的機関からの受託事業収益 ÷()	受託事業収益+受取補助金等+自己収益 ×100
---------------	------------------------------	----------------------------

- 県その他出資元公的機関からの受託事業の再委託率は適正である。

再委託率 ()	再委託費用 ÷()	県その他出資元公的機関からの受託事業収益 ×100
-------------	---------------	------------------------------

2 経営計画

2-1 経営基本方針(注2-1)や経営理念は、役職員に浸透しているか。

(注2-1) 経営基本方針とは、団体の目的を具体的な事業活動に結びつけ且つ構成員の活動の方向性を定めるために、経営者が定める団体の方針を指します。

①役職員全員に浸透している	②5割以上の役職員に浸透している
③2割以上5割未満の役職員に浸透している	④2割未満の役職員しか知らない、または経営基本方針等がない

回答欄

視点

- 経営基本方針等の内容・表現は、簡潔明瞭か。
 - 経営基本方針等は、団体の存在理由や事業領域を規定しているか。
 - 役員等が経営方針等を職員に周知しているか。
 - 役職員は、経営基本方針等に従った行動をとっているか。
 - 経営基本方針は、定期的に見直しているか。

2-2 中長期経営計画(注2-2)を策定し、運用しているか。

(注2-2)中長期経営計画とは、3～5年にわたる経営計画を指します。

①策定し、予定どおりの成果が上がっている	②策定し、予定の5割以上の成果が上がっている
③策定しているが、予定の5割未満の成果しか上がりっていない	④策定していない

回答欄

視窗

- 中長期経営計画に基づいた年次事業計画を立てているか。
 - 中長期経営計画に対応して組織体制を整備しているか。

※ 最新の中長期経営計画(昨年度と同様添付した場合を除く)及び今年度の年次事業計画を添付して下さい。

2-3 外部環境、団体の経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか。

※「回答欄」は自動入力ですので、チェック欄のみ入力して下さい。

①全てのチェック項目をチェックした	②チェック項目のうち4つをチェックした
③チェック項目のうちを3つ以下をチェックした	④チェックできなかった、または策定していない

回答欄

チェック項目

- 外部環境を分析し、変化に対応した計画を策定している。
 - 人員、人件費に関する計画がある。
 - 施設、サービスに関する計画がある。
 - 資金に関する計画がある。
 - 成果目標を設定している。

チェック欄

(チック数) 0

2-4 団体の中長期経営計画・年次事業計画は、県の方向性と矛盾していないか。

①県の方向性に合致している
②県の方向性に沿っている部分の方が多い
③県の方向性に沿わない部分の方が多い
④全体的に県の方向性に反している

回答欄

視點

- 県の施策等に関する情報を定期的に入手し、適宜対応しているか。
 - 役職員が、団体の事業が県の総合計画のどの施策に該当するかを知っているか。
 - 県の総合計画を踏まえ、団体内部で活動内容を検討しているか。
 - 計画策定段階で、県の所管部局等と十分に協議しているか。

団体の事業が、「県民しあわせプラン」のどの施策に基づいているかを、事業費の大きい上位3事業について具体的に記入して下さい。

事業名

県民しあわせプランの施策番号と施策名

1
2
3

2-5 年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか。

①毎期、差異の分析を行い、必要な場合は必ず改善に反映させている	②毎期、差異の分析を行っているが、改善に反映させないことがある
③差異の分析は行っているが、改善には反映させていない	④差異の分析も改善も行っていない

回答欄

視点

- 事業計画と実績の差異を分析し、評価しているか。
- 差異分析の結果を役員等に伝達しているか。
- 差異分析に基づいて改善案を作成しているか。
- 改善案を当該年度もしくは次年度の計画に反映させているか。

2-6 中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか。

①毎年度計画と実績の差異を分析し、必要な場合は必ず計画を見直している	②毎年度計画と実績の差異を分析しているが、計画を見直さないこともあります
③計画と実績の差異を分析しているが、計画の見直しはしていない	④計画と実績の差異を分析していない、または計画を策定していない

回答欄

視点

- 計画策定時の社会経済環境と変化がないか。
- 中長期目標は適切であったか。
- 計画と実績の数値は乖離した原因を把握して対策を立てているか。
- 中長期計画を評価・改善する仕組みがあるか。

2-7 中長期経営計画、年次事業計画の目標達成のための人材育成・能力開発を行っているか。

①行っており、十分成果が上がっている	②一定の方針に従い、戦略的に行っている
③戦略的ではないが、行っている	④行っていない

回答欄

視点

- 人材育成や能力開発を、中長期経営計画や年次事業計画に盛り込んでいるか。
- 役員等は、人材育成・能力開発に積極的に関与し、かつ自らも学習しているか。
- 職員を研修等に参加させ、実際に職員の能力・技術力は向上しているか。
- 職員が団体の活動に関わりのある資格(国家資格・民間資格等)を取得しているか。
- 職員の育成状況、能力を把握し、人材配置に適切に反映させているか。
- 職員が研修で得たノウハウを、他の職員も共有しているか。

人材育成・能力開発の具体例を記入して下さい。

[]

3 事業

3-1 事業毎に目標を設定しているか。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①全事業に設定している | ②5割以上の事業に設定している |
| ③5割未満の事業に設定している | ④設定していない |

視点

- 事業毎に、業績を測定する指標を設定しているか。
- 事業毎に、数値目標を設定しているか。
- 指標や数値目標は、同種の事業を行う他の団体(他の地方自治体の外郭団体等)の動向を踏まえて設定しているか。
- 団体の目的と連動した指標であるか。

3-2 事業毎に設定した目標の達成状況を評価・活用しているか。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ①評価を行い、必要があれば翌年度必ず改善している | ②評価を行い、改善することがある |
| ③評価は行っているが、改善は行っていない | ④評価も改善も行っていない |

視点

- 年度毎に、目標と実績を比較しているか。
- 半期に一度、目標達成率を把握しているか。
- 目標と実績の差異分析による改善案を、翌年度の年次事業計画に反映させているか。
- 目標と実績の差異分析による改善案を、中長期経営計画の見直しに反映させているか。
- 平成19年度における目標達成率は、十分な水準か。

設定した指標・目標値・実績・目標達成率を記入して下さい。

主な指標(単位)	目標値	実績	達成率

3-3 団体が提供するサービス等に対する、顧客のニーズ及び顧客満足度を把握しているか。

(注3-3)「顧客」とは、サービス等の受け手(住民等)を指します。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ①十分に把握している | ②かなり把握している |
| ③あまり把握していない | ④把握していない、または調査していない |

視点

- 定期的に顧客満足度を調査しているか。
- 顧客満足度調査の結果から、顧客のニーズを把握しているか。
- 顧客満足度調査以外の方法で、顧客のニーズを把握しているか。
- 顧客のニーズを分析し、その結果を踏まえて改善努力をしているか。
- 顧客ニーズを反映した、中長期経営計画や年次事業計画になっているか。

団体の事業の対象となる顧客は誰かを具体的に記入して下さい。

顧客ニーズを把握した方法(調査・資料等)を、具体的に記入して下さい。

3-4 顧客からの問い合わせ、意見、要望、苦情等への対応は適正か。

- | | |
|-----------|----------|
| ①適正である | ②ほぼ適正である |
| ③あまり適正でない | ④全く適正でない |

視点

- 問い合わせ、意見、要望、苦情等を、受け入れやすいよう工夫しているか。
- 役職員は、顧客応対マニュアル等に沿って、顧客応対をしているか。
- 問い合わせ、意見、要望、苦情等の内容、それに基づく改善策を役職員が情報共有しているか。
- 問い合わせ、意見、要望、苦情等を、サービス改善に生かしているか。

回答欄

3-5 全体的な内部統制は十分に実施されているか。

①十分に実施されている	②十分ではないが実施されている
③ほとんど実施されていない	④全く実施されていない

視点

- 業務規程が整備されており、それに従い内部チェックが行われているか。
- 経営上重要な意思決定は、理事会(取締役会・株主総会)の決議によりなされているか。
- 決裁書や理事会(取締役会・株主総会)の議事録を、検索可能な方法で保管しているか。
- 監査の指摘事項に対して、経営層に改善策を報告しているか。
- 財務状況は、年度途中に定期的に(必要があれば随時)役員等に報告する仕組みがあるか。

3-6 危機(リスク)管理体制は、十分に整備されているか。

①十分に整備されている	②十分ではないが整備されている
③ほとんど整備されていない	④全く整備されていない

回答欄

視点

- 団体に潜在するリスクを把握しているか。
- リスク防止策及び実際にリスクが発現した場合の対応を記載したマニュアルがあり、役職員に周知徹底しているか。
- 個人情報や民間企業・団体の内部情報の取扱いに留意するよう、役職員に周知徹底しているか。
- 財務的リスクの高い業務の相互チェックを行う仕組みがあり、財務管理上の牽制機能が働いているか。
- 事故等の通常でない状況に備えて、実地訓練を行っているか。

3-7 組織体制は、十分に整備されているか。

①十分に整備されている	②十分ではないが整備されている
③ほとんど整備されていない	④全く整備されていない

回答欄

視点

- 組織を機能毎又は事業毎に分け、役割を明確にしているか。
- 経営方針、経営資源、外部環境、業務量等に変化があるときは、組織体制を見直しているか。
- 縦割り構造にとらわれない、柔軟な組織体制であるか。
- 異なる業務間の配置転換、権限委譲等により組織の活性化を図っているか。
- 人事評価の方針や手続きは、明確か。
- 団体の規模、事業内容に比して、役職員の数や報酬・給与は適正か。
- パート、アルバイト等の雇用は固定的でなく、業務量の変動に応じて適切に活用しているか。

3-8 平成19年度の管理費比率及び人件費比率は、適正か。

①適正である	②ほぼ適正である
③あまり適正ではない	④全く不適正である

回答欄

視点

- 平成19年度の管理費比率は、50%以下か。
- 業務プロセス改善や帳票の削減、業務のシステム化等により、管理業務の効率化を図っているか。
- 事業内容等を考慮し、管理費比率・人件費比率の目標値を設定しているか。
()内にその目標値を記入して下さい。

管理費比率 () %, 人件費比率 () %

自動計算されます。(手計算の場合は、平成19年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{管理費比率} = \frac{\text{管理費(販売費・一般管理費)}}{\text{経常費用(売上高)}} \times 100$$

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{経常費用(売上高)}} \times 100$$

3-9 事業毎に損益を分析し、活用しているか。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ①分析・活用し、実際に当期経常増減額(営業利益)が改善している | ②仕組みを作り、継続的に分析・活用している |
| ③分析しているが活用は単発的である | ④分析・活用していない |

視点

- | |
|---|
| ● 平成18年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかったか。 |
| ● 平成18年度の当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業については、改善策を講じているか。 |
| ● 事業毎の当期経常増減額(営業利益)を算出し、分析しているか。 |
| ● 分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがあるか。 |

自動計算されます。(手計算の場合は、平成19年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{当期経常増減率} = \frac{\text{当期経常増減額}}{\text{営業利益}} \times 100 \quad (\text{※株式会社以外})$$

$$\text{売上高営業利益率} = \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100 \quad (\text{※株式会社のみ})$$

4 経営状況

4-1 二期連続で、損益がマイナスになっていないか。(企業会計の場合は経常利益、公益法人会計の場合は当期経常増減額で判断)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ①平成18年度、平成19年度ともにプラスである | ②平成19年度のみプラスである |
| ③平成18年度のみプラスである | ④平成18年度、平成19年度ともにマイナスである |

回答欄

4-2 累積欠損金が発生していないか、あるいは債務超過ではないか。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①累積欠損金はない | ②累積欠損金はあるが減少している |
| ③累積欠損金があり増加している | ④債務超過である |

回答欄

(注4-2) 債務超過とは、累積欠損金が基本財産(株式会社の場合は、資本金)の額を上回っている状態を指します。

視点

- | |
|--|
| ● 平成19年度は、平成18年度に比べて累積欠損金が減少しているか。 |
| ● 累積欠損金解消のための経営改善を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じているか。 |
| ● 累積欠損金の額は財務計画等で予定している範囲内か。 |

自動計算されます。(手計算の場合は、決算数値を千円単位で入力して下さい。)

剩余金 純資産の部合計(正味財産) 資本金(基本金)

平成19年度:() = () - ()

平成18年度:() = () - ()

4-3 財務基盤についての指標は適正か。

- | | |
|------------|-----------|
| ①適正である | ②ほぼ適正である |
| ③あまり適正ではない | ④全く不適正である |

回答欄

視点

- | |
|---|
| ●(株式会社の場合) 平成19年度末の流動比率は、100%以上か。 |
| ●事業内容等を考慮し、自団体の適正な自己資本(正味財産)比率を設定しているか。 |
| ● 平成19年度末の借入金依存度は、100%以下か。 |
| ●(株式会社以外の場合) 事業内容等を考慮し、自団体の適切な自己収益比率を設定しているか。 |

自動計算されます。(手入力の場合は、平成19年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \quad (\text{※株式会社のみ})$$

$$\frac{\text{自己資本(正味財産)比率}}{()} = \frac{\text{自己資本(正味財産)}}{()} \div \frac{\text{総資産}}{()} \times 100$$

$$\text{借入金依存度} = \frac{\text{借入金残高}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$\text{自己収益比率} = \frac{\text{自己収益}}{\text{経常費用}-\text{受託事業費}} \times 100 \quad (\text{※株式会社以外})$$

4-4 団体の収益における、県への依存度は適正か。

- | | |
|------------|-----------|
| ①適正である | ②ほぼ適正である |
| ③あまり適正ではない | ④全く不適正である |

回答欄

※県からの財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全くない場合は、①を選択して下さい。

視点

- | |
|--|
| ● 県からの財政的支援等についての基準は、客観的に明確である。 |
| ● 県から受け入れた資金の使途は、県がその資金を団体に対して支出した目的と一致している。 |
| ● 県からの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。 |
| ● 県からの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。 |
| ● 県から、団体の管理運営費に対する補助金を受けていない。 |
| ● 将来的には、県から財政的支援等を受けなくても、事業の遂行が可能である。 |

自動計算されます。(手入力の場合は、平成19年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{県への収益依存度} = \frac{\text{三重県からの委託料、補助金、負担金}}{\text{経常収益(売上高)}} \times 100$$

4-5 平成19年度の総資産当期経常増減率(総資本経常利益率)は適正か。

回答欄

- | | |
|------------|-----------|
| ①適正である | ②ほぼ適正である |
| ③あまり適正ではない | ④全く不適正である |

視点

- 平成1年度の総資産当期経常増減率(総資本経常利益率)は、プラスである。
- 総資産当期経常増減率(総資本経常利益率)を分解して分析している。
- 事業内容等を考慮し、自団体の適正な総資産当期経常増減率(総資本経常利益率)を設定している。
適正な総資産当期経常増減率(総資本経常利益率) () %

自動計算されます。(手入力の場合は、平成19年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{総資産当期経常増減率(総資本経常利益率)} = \frac{\text{当期経常増減額(経常利益)}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$= \frac{\text{売上高経常利益率(当期経常増減率)}}{\text{総資産回転率}} \times ()$$

4-6 (保有しない場合は「回答欄」で「ー」を選択して下さい。)開発・造成済みの土地、及び開発・造成予定の土地
(以下、「開発用不動産等」という)の含み損益を把握しているか。

回答欄

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| ①含み損がない | ②含み損がある、かつ具体的に処分の見通しが立っている |
| ③含み損についての対応策が2年以内にまとまる | ④把握していない、または含み損についての対応策が2年以内にまとまらない |

視点

- 含み損益の額を、毎年度算出しているか。
- 開発用不動産等の売却または、有効活用の見通しが立っているか。
- 開発用不動産等の処分について、団体内で十分検討するとともに、県と協議をしているか。

(注4-6)時価とは、不動産鑑定評価額や公示価格等を指します。

平成19年度末現在の含み損益を千円単位で算出して下さい。

$$\text{含み損益} = \text{時価総額} - \text{帳簿価額}$$

$$() = () - ()$$

4-7 債権管理は十分か。

回答欄

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ①十分である(貸倒・滞留債権は発生していない) | ②ほぼできている |
| ③あまりできていない | ④全く不十分である |

視点

- 団体設立以来、債権の貸倒が発生したことはない。
- 平成19年度中、債権の貸倒は発生しなかった。
- 平成19年度末現在、1年以上回収が滞っている債権は無い。
- 回収不能債権額・貸倒懸念債権額・滞留債権額を常に把握している。
- 貸倒懸念債権や滞留債権の回収可能性・担保の十分性について年2回以上調査し、内容を把握している。
- 決算書上、未収金等の債権のうち回収不能が予想される金額に対し、全額貸倒引当金を計上している。

平成19年度末現在の滞留債権額(1年以上回収が滞っている債権額) () 千円

4-8 平成19年度末現在の借入金は、返済(注4-8)可能か。

回答欄

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ①借入金はない | ②遅滞なく返済中であり、全額期日までに返済できる |
| ③期日には全額返済できないが、全額返済できる見通しがある | ④返済の見通しが立っていない |

視点

- 借入金には、確実な返済計画がある。
- 返済計画通りに返済を行っている。
- 平成19年度に借換を行い、低利な借入に変更した。

(注4-8) 期日一括返済の借入金を借り換える場合は、実質的に返済が完了するわけではないので、「返済」にあたらないこととします。その場合は、借り換えせずに期日までに返済できるか否か、またはその見通しの有無により選択肢を選んで下さい。

4-9 (株式会社は「回答欄」に「一」を入力して下さい。) 基本財産や運用財産を適正に運用しているか。
※株式会社以外は「回答欄」は自動入力ですので、チェック欄のみ入力して下さい

①全てのチェック項目をチェックした	②チェック項目のうち4つまたは5つをチェックした	回答欄
③チェック項目のうち3つ以下をチェックした	④チェックできなかった	

チェック項目

- 運用方針を明文化し、それに従って運用している。
- 運用実績を定期的に把握している。
- 運用実績を定期的に役員等に報告している。
- ペイオフ対策が十分にできており、説明責任を果たすことができる。
- 元本毀損のない範囲内で、なるべく高い運用益の得られる運用を行っている。
- 運用方針は「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」と整合している。

チェック欄

(チェック数 0)

4-10 (株式会社は「回答欄」で「一」を選択して下さい。) 必要な額の特定資産が設定されているか。

①必要な項目について全て特定資産が設定され必要額充当されている	②必要な項目について特定資産が設定されているが一部必要額に達していない	回答欄
③一部の項目についてしか特定資産が設定されていない	④特定資産は設定されていない	

視点

- 退職給付引当資産を必要額計上している。
- 減価償却引当資産を必要額計上している。
- その他の特定資産を必要額計上している。

回答欄

団体自己評価シート回答集計表

の中に各部門毎の①②③④の回答数を記入し、比率を計算した後、
その比率を「自己評価結果」の当該年度の比率欄に転記してください。
(比率は小数点以下第1位を四捨五入してください。)

1. 目的		2. 経営計画	
①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点	①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点
②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点	②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点
③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点	③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点
④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点	④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点
	計 <input type="text"/> 点…①		計 <input type="text"/> 点…①
総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②	総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②
比率	①÷②×100= <input type="text"/> %	比率	①÷②×100= <input type="text"/> %

3. 事業		4. 経営状況	
①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点	①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点
②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点	②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点
③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点	③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点
④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点	④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点
	計 <input type="text"/> 点…①		計 <input type="text"/> 点…①
総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②	総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②
比率	①÷②×100= <input type="text"/> %	比率	①÷②×100= <input type="text"/> %

※選択肢①～④の基準の目安

- ①100%～80%「はい」を含む場合
- ②80%～50%「はい」を含む場合
- ③50%～20%「はい」を含む場合
- ④20%未満「はい」を含む場合

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）

（目的）

第一条 この条例は、社会経済情勢の変化に対応し、県が出資法人を通じて機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資する法人をいう。

2 この条例において「二分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が二分の一以上のものをいう。

3 この条例において「四分の一出資法人」とは、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満のものをいう。

4 この条例において「主要出資法人」とは、二分の一出資法人及び四分の一出資法人をいう。

5 この条例において「規則」とは、知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第一項の規定により制定する教育委員会規則及び公安委員会が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十八条第五項の規定により制定する公安委員会規則をいう。

（役割分担と協働）

第三条 県は、県と出資法人とが、各々の役割及び責任の分担を明確にし、出資法人の自律性を高めるとともに、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう努めなければならない。

（事業）

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）は、その所管に係る主要出資法人がその目的に照らし、適切な内容の事業を効果的かつ効率的に行うよう、必要に応じて、助言、指導又は勧告（以下「助言等」という。）を行うものとする。

（情報公開）

第五条 知事等は、その所管に係る主要出資法人が情報公開を積極的に推進するよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令、定款又は寄附行為において、役員の選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（財務運営）

第七条 知事等は、その所管に係る主要出資法人において、適切な会計処理、安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営が行われるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。

（県の委託業務等）

第八条 県がその業務を出資法人に委託する場合の委託料の金額は、当該業務の対価として相当なものでなければならない。

2 県が出資法人に対して交付する補助金、交付金その他これに類するものについては、当該出資法人の目的及び事業に即したものでなければならない。

（評価）

第九条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一出資法人に対して、当該二分の一出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(法人形態の転換等)

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。

(出資割合等の見直し)

第十二条 知事等は、その所管に係る出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的と出資法人の自律的運営とを勘案して、出資の割合、役員及び職員の派遣、支援その他県の出資法人への関わり方について、適宜見直しに努めなければならない。

2 県は、出資法人のうち県の出資の割合が四分の一未満のものについて、県の施策を実現する上で特に県の関わり方を強める必要があると認める場合には、その必要な程度に応じて、県の出資の割合を四分の一又は二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

3 県は、四分の一出資法人について、県の施策を実現する上で特に必要があると認める場合には、県の出資の割合を二分の一以上に引き上げるよう努めるものとする。

(自律的運営等への配慮)

第十三条 知事等は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(教育委員会等所管主要出資法人の特例)

第十四条 知事は、教育委員会又は公安委員会の所管に係る主要出資法人について、必要と認めるときは、当該委員会に対して、第四条から第七条まで及び第十条の規定による助言等を行うよう求めることができる。

(出資)

第十五条 県は、出資法人に係る出資を行うに当たっては、出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の確実かつ効果的な達成の可能性、県の財政的負担、人的支援その他県の関わり方に関する事項について、十分配慮しなければならない。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する出資、出えん又は信託を行う場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、法令に定めのある場合を除く。

一 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資又は出えん

二 四分の一出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資又は出えん

三 七千万円以上の出資、出えん又は信託(地方自治法第二百三十五条の四第一項の規定による歳計現金の保管及び同法第二百四十二条第二項の規定による基金の運用の場合を除く。)

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附 則(平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、(中略)県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(後略)